

秋田市告示第22号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和6年2月1日から同年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月2日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市太平山谷字貝ノ沢218番地

高 橋 圭

ローソン秋田広面蓮沼店